

民医連厚生事業協

共済だより

2023年
5月
第181号

発行所●全日本民医連厚生事業協同組合

〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
平和と労働センター6F
TEL03-5842-5650 FAX03-5842-5652
E-メール:k-tayori@min-iren.gr.jp
(共済だより用)



kyousai@min-iren.gr.jp
(厚生事業協宛)

ホームページ:https://min-jigyo.or.jp



いわさきちひろ「蝶と子どもたちの幻想」(1970年)
(14ページに作品のコメントと美術館のご案内をしています)

主な記事

伝えていきたい私の民医連^{①⑤⑩} 大阪・古川 富美枝 (中)

沖縄に連帯して 一步前進 たたかいに希望

いま、なぜ憲法改悪なのか パートII^{①②} 若手弁護士の会

縮図からみる世界^{⑥⑩} AI (人工知能)、チャットGPTの支配/斎藤 貴男

“緊急企画” 続 コロナに対して希望の持てる社会をつくるのは可能/橋本 貴彦

私の趣味・こだわり紹介^{④⑩} お気に入りの手帳/東京・ふくちゃん

ペンネーム

私の趣味・こだわり紹介^{④①} クラシックホテルを巡る旅/神奈川・める

ペンネーム

携帯電話でご応募の方はこちらからどうぞ
応募先のメールアドレスが読みとれます



衆議院の憲法審査会で、改憲案が「まとまりそうになっている」ことを、ご存じですか？

1. 緊急事態における国会議員の任期延長

昨年から衆議院の憲法審査会では「緊急事態が発生して選挙できない場合でも、国会の機能（立法・行政監視機能）を維持することが大事だ」という議論がなされ、多くの政党が「緊急事態における国会議員の任期延長」ができるような憲法改正が必要だと主張するようになり、3月末には日本維新の会、国民民主党、衆院会派「有志の会」の3党派がその憲法改正条文案をまとめ、これをたたき台にして改憲論議を促進すべきだと訴えました。

2. 緊急事態でも国会の権能は維持できる

まず、衆議院議員の任期は4年（憲法45条）、参議院議員の任期は6年で3年ごとに議員の半数が改選されます（憲法46条）。衆議院憲法審査会の議論では、衆議院が解散もしくは任期満了時に大規模災害や戦争等のために選挙が不実施と

シリーズ

いま、なぜ憲法改悪なのか パートII

⑪ 「国会議員の任期延長」案で改憲議論が“加速”しつつある怪 ～不要です。なんなら有害ですらあります。～



黒澤いつき

「明日の自由を守る若手弁護士の会」共同代表
公式ブログ <https://www.asuno-jiyuu.com/>



なれば議員が不在となってしまふ、という話ですが、参議院は3年ごとに「半数」が改選されるので、「国会議員が不在」という事態にはなりません。しかも衆議院が解散された時には、緊急の必要があるときには参議院の緊急集会を開くという対応ができます（憲法54条2項）。

実は、「任期満了による衆議院の解散総選挙」は日本国憲法が制定されてから1度しか例がありません。その例を除いて、常に任期満了前に解散して選挙が実施されてきています。なので「ほぼあり得ないケース」を想定した改憲の議論であり、意味があるのだろうかという疑問もわきます。

百歩譲って、万が一、任期満了による総選挙が緊急事態によって実施できないという非常事態でも、公職選挙法57条が定める「練延投票」という制度があり、本来の投票期日を延期することができるところです。この制度を使って速やかに選挙を実施して衆議院議員を選出して、国会を召集すればいいだけの話では…？

3. どんな時でも実施できる選挙制度にすればいい

国政選挙に大災害がぶつかって選挙が実施できなかったという事例は、今まで一度もありませんが、「緊急時だから選挙を延期して国会議員の任期を伸ばす」ことは、民主主義国家の対応としては間

違いで、その緊急事態を乗り切るためにだれを国会に送り出すべきか、むしろ速やかに選挙で選ぶべきです。

この国は国民主権国家であり、国民には参政権が保障され、主権者が選んだ「全国民の代表」によって国会が構成される民主主義国家です。であれば、緊急事態において新たな政策を進めるべきかどうかという時には民意を問う必要があり、緊急事態の対応に民意を反映させるべきです。緊急事態だから選挙をしていない場合ではない、という理由で選挙を送りすることは、国民の参政権を奪うことに等しく、民主主義の後退を招きます。むしろ必要なのは、いかなる事態においてもスムーズに実施できる「災害に強い選挙制度」ではないでしょうか。（例えば、船員の指定港での不在者投票制度の仕組みを被災者にも導入したり、障害者を対象とした郵便投票制度を被災者に拡充したりなど）

4. 不要な改憲

不要な改憲、民主主義を後退させる改憲には賛成できません。こういう議論をするくらいなら、この間の、臨時国会の召集（憲法53条「いづれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない」）をたびたび内閣が無視することの方を重大視してもらいたいですね。

縮図からみる世界【60】

齋藤 貴男



AI（人工知能）、チャットGPTの支配

AI（人工知能）の加速度的な技術革新に、歯止めをかけようとする動きが顕在化しつつある。X社（旧ツイッター社）やテスラなどのCEOを務めるイーロン・マスク氏をはじめ、IT分野の専門家千数百人がこのほど、少なくとも半年間はAIの開発を停止するよう求める公開書簡に署名した。

同書簡には「AIのゴッドファーザー」ことヨシユア・ベンジオ氏や、「世界最高の知性」と呼ばれるユヴァル・ノア・ハラリ氏らも名を連ねる。その後してイタリアのデータ保護当局が「チャットGPT」の使用を禁止したのも、根底には彼らと同様の懸念がある。

最先端AIの、何がそこまで問題なのか。グーグルの元幹部で、現在は倫理面からAIを研究しているメレディス・ウイテカー氏は朝日新聞の取材に答え、この技術は「中立的でも、民主的でもない。究極的には彼ら（引用者注・巨大IT企業）の利益につながるようにつくられている」「AI自体が独自の監視機能を提供できるようになる。位置情報などではなく、もっと内面的な、推論的な形で私について明らかにすることができるようになる」と、語っている（4月12日付朝刊）。

要は、このままだと私たちはAIに支配される運命を避けられない。開発の当事者だった人々ならで

はの、リアルな恐怖と言うべきか。

こうした議論を踏まえた上で、私はさらに叫びたい。今のうちにどうにかしておかないと、人間はいずれAIに仕事はもちろん、何事かを判断する能力も意志も創造力も、ついには文化まで奪われてしまう、と。

兆候はすでに顕れている。大学生のレポートがAIによるものだらけ、などとはもはや常識。米国ではあるSF雑誌の編集部が、AIによる「作品」ばかりが殺到する新人賞の募集を止めた、という話もある。

危機意識を一気に高めてきた欧米社会に比べ、依然として警戒心に乏しく、AIがもたらすバラ色の未来や安全保障環境への期待に酔い痴れているように見えるのが、日本の政府や経済界だ。AI開発の半年間停止などと言ってみたところで、世界中を制御できるはずもないとする、たとえばビル・ゲイツ氏の反論も正しくはある。中国にAIの覇権を握られるくらいなら、という開発のモチベーションも否定するのは困難だ。

ではあるけれど、だからといって現状を放置し続け、ただAIの「成長」に身を委ねているだけではないのか。事は人類の存在そのものに関わってくるこ

齋藤 貴男（さいとう たかお）

1958年東京生まれ。早稲田大学商学部卒。英国バーミンガム大学大学院修了。主な著書に『機会不平等』『戦争経済大国』『驕る権力、煽るメディア』『決定版 消費税のカラクリ』『いちばんたいせつなもの』『マイナンバーが日本を壊す』『マスゴミって言うな!』など。

